

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 25（情）第 15 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不開示と決定した処分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年5月28日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）が被害日時とされる広島県内の建造物（住居）侵入、窃盗（各未遂を含む。）事件の発生状況などが分かる資料（同期間中の上記事件の発生件数、発生場所、被害日時、被害の概要、被疑者検挙の有無などが分かる資料）の開示を請求（以下これらを「本件請求」という。）した。

- （1）平成23年4月24日から同月27日まで
- （2）平成23年5月2日から同月6日まで
- （3）平成23年5月25日から同月26日まで
- （4）平成23年6月10日から同月13日まで
- （5）平成23年6月15日から同月17日まで
- （6）平成23年6月24日から同月27日まで
- （7）平成23年7月2日から同月3日まで
- （8）平成23年7月15日から同月16日まで
- （9）平成23年7月22日から同月23日まで

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、対象期間内の被害記録（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定の上、条例第10条第2号（個人情報）及び同条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当することを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年6月7日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年6月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

なお、諮問実施機関は、上記審査請求書の記載事項に不備があったため、同月25日に審査請求人に補正を命令し、同年7月2日、同人からの補正書を受理した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る行政文書は、侵入窃盗事件などの被害の記録であり、開示することで、犯罪の傾向、発生状況などを知ることができ、犯罪の対策を講じることができるので、犯罪を予防し、公共安全と秩序の維持ができるものである。
- (2) ○○○○は、現在、刑事被告人として広島高等裁判所で裁判を受けているが、対象期間は、○○○○が起訴された事件の発生日時又は起訴はされていないが○○○○に嫌疑がかけられている事件の発生日時、処分保留となった事件の発生日時である。○○○○が逮捕された都度、○○○○の氏名や被害者の名前、所在地、手口などが報道機関などにより公にされている。また、○○○○の裁判は、公開の法廷で行われており、被害者の氏名、住所、手口なども公開されている。
- (3) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条第 1 項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。」と規定されており、○○○○を被告としている事件の記録は、法令の規定により公にすることが予定されている。
- (4) 被害記録の大半は、法令等の規定により、又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するから、全面開示又は部分開示されるべきである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に係る行政文書

- (1) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を検索したところ、広島県警察本部刑事部捜査第三課が保有する、対象期間内の被害記録を特定した。
- (2) 被害記録は、犯罪手口資料取扱規則（昭和 57 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「取扱規則」という。）に基づき、犯罪手口に関する資料を組織的に収集、管理及び運用し、もって犯罪捜査に資することを目的に作成されるもので、警察総合捜査情報システムに登録されているものである。

被害記録には、当該犯罪に係る関係者及び手口内容等の情報が具体的に記載されている。

2 開示しない理由

- (1) 被害記録は、当該犯罪に係る被害者及び被疑者等の関係者並びに手口内容に関する情報を記載していることから、以下の理由で不開示としたものである。
 - ア 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第 10 条第 2 号ただし書に該当しないため。
 - イ 犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため。
- (2) 本件対象文書は、大部分が個人情報及び犯罪の予防・捜査等情報に該当し

不開示となるため、不開示部分を除いて開示した場合、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができない。

したがって、実施機関が本件請求に対して、行政文書の全部を不開示としたことは妥当な判断である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、対象期間内の建造物（住居）侵入、窃盗事件に関する「被害記録」であり、事件ごとに同じ様式の文書が作成されている。

被害記録は、取扱規則により警察署長等が犯罪を認知したときに作成しなければならないとされ、犯罪手口に関する資料を組織的に収集、管理及び運用し、犯罪捜査に資することを目的に作成されるものであり、警察総合捜査情報システムに登録されているものである。

被害記録は、所定の様式に、被害者及び被疑者に関する情報、犯罪手口内容に関する情報などが記載されている。

諮問実施機関は本件対象文書の大部分が条例第10条第2号及び第4号に該当するため不開示にしたと説明しているため、以下、同条第2号及び第4号に該当するかどうかを検討する。

2 条例第10条第2号及び第4号該当性について

(1) 条例第10条第2号及び第4号の趣旨等

ア 条例第10条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報は例外的に開示する措置を講じることを定めている。

すなわち、同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、同号ただし書ロでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

イ 一方、同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすべき情報として規定している。ここにいう「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、同号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

(2) 被害者及び被疑者に関する情報について

ア 本件対象文書には、被害者及び被疑者が特定される情報並びに被疑者の特徴等が項目ごとに記載されている。

イ 諮問実施機関は、これらの記載内容は、被害者及び被疑者が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第 10 条第 2 号本文に該当し、かつ、同条第 2 号ただし書各号に該当しないと主張する。

これに対し、審査請求人は、〇〇〇〇が逮捕された都度、〇〇〇〇の氏名や被害者の名前、所在地などが報道機関などにより公にされ、また、〇〇〇〇の裁判は、公開の法廷で行われており、被害者の氏名、住所なども公開されていること、さらに、刑事訴訟法第 53 条第 1 項は「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。」と規定されていることから、〇〇〇〇を被告としている事件の記録は、同条第 2 号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示されるべきである旨主張する。

ウ これらの記載内容は、特定の被害者や被疑者が識別され、又は識別され得るものであり、同条第 2 号本文に該当すると認められるが、審査請求人が主張するように、それが公表（予定）情報なのであれば、同号ただし書イの規定により同号の該当性が否定されることとなる。

しかしながら、本件対象文書に記載された事件が報道されているとは限らないし、また、仮に犯罪発生時などに報道された事件が含まれていたとしても、現在、当該事件を少数の限られた者しか知り得なければ、公にされている情報とは言えない。

また、審査請求人は、法廷が公開されていることや刑事訴訟法第 53 条第 1 項の規定による訴訟記録の閲覧制度をもって、被害者の氏名、住所等は公表（予定）情報である旨主張するが、法廷が公開されたとしても、それらが、現在何人も知り得る状態に置かれているとは認められないし、訴訟記録の閲覧についても刑事訴訟法第 53 条第 1 項ただし書では、裁判所等の事務に支障があるときはこの限りではないとされており、実際には特定の受訴裁判所等の具体的判断の下に実施されているものであることから、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

したがって、被害者及び被疑者が特定される情報は、同条第 2 号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハにも該当する事情がないため、同号に該当すると認められる。

エ なお、諮問実施機関は、被害者に関する記載内容を公にすると、犯人などが被害者に連絡して証拠隠滅や被害の取下げを迫るなどして、犯罪捜査の妨げになるため、同条第 4 号にも該当すると主張するが、上記のとおり、被害者に関する記載内容は同条第 2 号に該当すると認められるため、同条第 4 号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 次に、諮問実施機関は、被疑者の記載欄の様式の項目自体について、公にされると、どのような情報によって被疑者を割り出しているのか等の捜査手法の一部が明らかになることから、同第 4 号に該当すると主張する。

確かに、被疑者の記載欄の様式の項目は、警察が被疑者を特定する上での着眼点であるという見方も可能であり、公にされれば、犯人がそれを意識し

た行動を行うなどして、犯罪捜査に支障が生じることが想定されるため、同条第4号に該当すると認められる。

カ したがって、諮問実施機関が、被害者及び被疑者に関する情報について、同条第2号及び第4号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 犯罪手口内容に関する情報について

ア 諮問実施機関は、犯罪手口内容の記載内容（以下「犯罪手口記載内容」という。）が公にされると、捜査機関である警察が当該事件の被害についてどこまで把握し、どこまで証拠があるかを犯人等が察知することになり、また、犯罪手口内容の様式の項目（以下「犯罪手口項目」という。）が公にされれば、どのような捜査項目に則って警察が事件を分析し、被疑者を割り出しているのか等の捜査手法の一部が明らかになるため、犯人が意図的に犯行手口を変えるなどして、別人による犯行と見せかけ、犯罪捜査をかく乱するおそれがあるため、条例第10条第4号に該当すると主張する。

イ 確かに、犯罪手口項目は、警察の捜査の着眼点であるとも考えられ、それが公にされると、犯人がそれを意識した犯罪行動をとることが可能となるため、諮問実施機関が主張するような犯罪捜査のかく乱につながることを想定される。

また、犯罪手口記載内容が公にされれば、犯罪手口項目が推察されるため、上記の支障が生じることが考えられるほか、犯人にとっては、警察が把握していない内容も明らかになることから、より巧妙な手口の犯罪を誘発することも考えられる。

したがって、犯罪手口項目及び犯罪手口記載内容は、同条第4号に該当すると認められる。

ウ なお、諮問実施機関は、犯罪手口記載内容は被害者に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、同第2号にも該当すると主張しているが、前記イのとおり、犯罪手口記載内容は同条第4号に該当すると認められるため、個別に同条第2号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 部分開示の要否について

(1) 諮問実施機関は、本件対象文書は大部分が条例第10条第2号及び第4号に該当し不開示となるため、不開示部分を除いて開示した場合、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができないため、本件対象文書全体を不開示にしたと説明している。

(2) 条例第11条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。」と規定され、「開示請求の趣旨を損なわない程度」とは、開示しない部分を除いて開示した場合であっても、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいうとされている。

- (3) 本件対象文書を細かく分けると、様式の項目名のうち被疑者や犯罪手口の分析に関わりのない形式的なものや、本件請求の内容から記載内容が自明である部分がわずかに存在し、これらは厳密には、条例第10条第2号にも第4号にも該当しないものであるが、こうした部分のみを開示しても、窃盗等の事件の「発生状況などが分かる資料」の開示を求める本件請求の趣旨の一部を充足するとは考え難い。
- (4) したがって、本件対象文書の全体を不開示とした諮問実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 8. 30	・ 諮問を受けた。
25. 9. 4	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 10. 10	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 10. 16	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 11. 28	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 11. 29	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 2. 26 (平成 25 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 4. 24 (平成 26 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 27 (平成 26 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 24 (平成 26 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授